

公 告

分任契約担当官
自衛隊愛知地方協力本部長
安井 崇

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
5QQM1N203310		5QQM1C60006 0001						
品名 または 件名								
名古屋中村合同庁舎施設維持管理業務委託								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使用器材名								
予定数量	単位	銘 柄		使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	YR							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
愛知地本								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊愛知地方協力本部

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年2月28日（金）13時10分 自衛隊愛知地方協力本部

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

競争参加者は、競争参加地域「東海・北陸」の資格を有するものであること。
その他細部は別紙による。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 競争参加地域「東海・北陸」の資格を有するものであること。
- (11) 競争参加資格の年度は04・05・06年度の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付された競争参加資格をとする。また令和07・08・09年度においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であることを条件とする。
- (12) 解約に伴う違約金
本公告条件に基づき契約したものについては、天災・地変による場合その他特別の事情がある場合を除き、契約業者がその義務を履行しない場合は本公告3項の規定に該当することとなるため違約金を徴収する。

2 契約条項等を示す場所

適用する契約条項は駐屯地標準契約の下記の条項を適用します。

- (1) 基本契約条項 役務請負契約条項
- (2) 特約条項 談合等の不正防止に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項

入札資料等は、下記に示す期間に愛知地本HP（下記URL参照）からダウンロードしてください（不可能な場合は下記入札担当まで連絡ください）。

令和7年2月4日（火）～令和7年2月28日（金）（調整日時：土曜日曜日を除く0900～1700 ※要連絡）

3 違約金等に関する事項

落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札

5 契約書の作成

落札者は落札決定後、「駐屯地用標準契約書」の様式により遅滞なく作成し提出する。

6 落札の決定方式

- (1) 単価決定
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- (4) 総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、抽選（くじ引き）により落札者を決定する。

7 その他

- (1) 郵便による入札については、令和7年2月28日（金）11時30分必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を総務課会計班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となつた場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話・FAX・電子メールによる入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、令和7年2月21日（金）17時00分までに資格決定通知書の写しを提出してください。（FAX可）
- (4) 市価調査のご協力をお願いします。（期限 令和7年2月21日（金）17時00分 FAX可）
市価調査書のほかに金額の内訳も合わせてご提出をお願いします（様式随意）
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市場価格調査にご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、自衛隊愛知地方協力本部 総務課 会計班にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒454-0003 愛知県名古屋市中川区松重町3番41号

自衛隊愛知地方協力本部 総務課会計班 契約担当：岡住

〃 総務課管理班 規格及び仕様書担当：西村

TEL・FAX 052-331-6266

本公告は、自衛隊愛知地方協力本部ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/aichi/>
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/> に掲示している。

入札書

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

安井 崇

殿

¥

- 1 入札条件 名古屋中村合同庁舎施設維持管理業務委託
- 2 納入期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3 納入場所 名古屋中村合同庁舎(愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22)
上記入札条件及び「入札及び契約心得」及び「駐屯地標準契約書及び請書」の契約
条項を承諾の上入札します。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示さ
れた暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和7年2月28日

住所・名称・代表者名

内訳(消費税抜)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
庁舎施設維持管理業務	仕様書のとおり	YR	1		
(内訳)					
1 自家用電気工作物保安全管理(月次)	月次11回/年	回	11		
自家用電気工作物保安全管理(年次)	年次1回/年	回	1		
2 消防設備点検	2回/年	回	2		
3 自動扉、自動シャッター保守	4回(自動扉:2台)(自動シャッター:1台)	回	4		
4 建築物等点検	1回/年	回	1		
5 空気環境測定	6回/年	回	6		
6 照度測定	2回/年	回	2		
	以下余白				
合計					

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印、2枚続きには割印を

市価調査書

分任契約担当官
自衛隊愛知地方協力本部長

安井 崇 殿

¥

1 入札条件 名古屋中村合同庁舎施設維持管理業務委託

2 納入期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 納入場所 名古屋中村合同庁舎(愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22)

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。
-----	---

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名

内 訳 (消費税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
庁舎施設維持管理業務	仕様書のとおり	YR	1		
(内 訳)					
1 自家用電気工作物保安管理(月次)	月次11回/年	回	11		
自家用電気工作物保安管理(年次)	年次1回/年	回	1		
2 消防設備点検	2回/年	回	2		
3 自動扉、自動シャッター保守	4回(自動扉:2台)(自動シャッター:1台)	回	4		
4 建築物等点検	1回/年	回	1		
5 空気環境測定	6回/年	回	6		
6 照度測定	2回/年	回	2		
	以 下 余 白				
合 計					

自衛隊愛知地方協力本部仕様書

要求番号	5 Q Q M 1 C 6 0 0 0 6	作成年月日	令和 7 年 1 月 2 2 日												
件 名	名古屋中村合同庁舎 施設維持管理業務委託	作成部署	総務課 管理班												
<p>1 総則</p> <p>1. 1 適用範囲</p> <p>この仕様書は、名古屋中村合同庁舎（附帯施設含む）においての施設維持管理に関する業務委託に適用する。</p> <p>2 業務内容</p> <p>2. 1 対象施設場所（名称）</p> <p>愛知県名古屋市中村区名駅南 4 - 1 - 2 2 名古屋中村合同庁舎</p> <p>2. 2 対象施設の概要</p> <p>鉄筋コンクリート造（地上 3 階）、延床面積 8 7 0 m²、他、車庫・倉庫 1 棟</p> <p>2. 3 履行期間</p> <p>令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間とする。</p> <p>2. 4 対象業務</p> <table border="0"> <tr> <td>a) 自家用電気工作物保安管理</td> <td>月次 1 1 回／年、年次 1 回／年</td> </tr> <tr> <td>b) 消防設備点検</td> <td>2 回／年</td> </tr> <tr> <td>c) 自動扉、自動シャッター保守</td> <td>4 回、（自動扉：2 台） （自動シャッター：1 台）</td> </tr> <tr> <td>d) 建築物等点検</td> <td>1 回／年</td> </tr> <tr> <td>e) 空気環境測定</td> <td>6 回／年</td> </tr> <tr> <td>f) 照度測定</td> <td>2 回／年</td> </tr> </table> <p>3 自家用電気工作物保安管理</p> <p>3. 1 適用</p> <p>本項目は、対象施設における自家用工作物の点検等保安管理に関する業務に適用する。</p> <p>3. 2 設備概要 105KVA</p> <p>3. 3 保安規程の作成</p> <p>受託者は、保安規程を作成し、関係官公庁に対し保安管理業務外部委託承認申請及び保安規程届出他必要な手続きを行うものとする。</p> <p>なお、保安規程は既存のものを利用して差し支えない。</p>				a) 自家用電気工作物保安管理	月次 1 1 回／年、年次 1 回／年	b) 消防設備点検	2 回／年	c) 自動扉、自動シャッター保守	4 回、（自動扉：2 台） （自動シャッター：1 台）	d) 建築物等点検	1 回／年	e) 空気環境測定	6 回／年	f) 照度測定	2 回／年
a) 自家用電気工作物保安管理	月次 1 1 回／年、年次 1 回／年														
b) 消防設備点検	2 回／年														
c) 自動扉、自動シャッター保守	4 回、（自動扉：2 台） （自動シャッター：1 台）														
d) 建築物等点検	1 回／年														
e) 空気環境測定	6 回／年														
f) 照度測定	2 回／年														

3. 4 点検、測定及び試験の実施

- a) 点検、測定及び試験の基準は、別表第1に定める「点検、測定及び試験の基準等」による。
- b) 経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行うこと。
- c) 年次点検は、原則停電状態で行うものとする。

3. 5 点検の周期

- a) 月例点検は、月1回行うものとする。
- b) 年次点検は、年1回行うものとする。ただし、点検周期が1年を超える点検内容の実施は特記による。
- c) 臨時点検は、必要に応じて行うものとする。

3. 6 工事への助言

- a) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者の通知を受け必要な指導、助言を行うものとする。
- b) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、委託者の通知を受け毎週1回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導助言を行うものとする。
- c) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うものとする。

3. 7 臨機の設置

- a) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止に必要な措置を指導し、助言を行うものとする。
- b) 上記の場合は、委託者は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとする。
- c) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うものとする。
- d) 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行うものとする。

3. 8 検査の立会い

電気事業法に規定する立入検査には、その都度委託者の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち合わせるものとする。

3. 9 その他

- a) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うものとする。

b) 委託者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行うものとする。

3. 10 業務の条件

a) 特殊箇所の点検

次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、委託者は委託者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとする。この場合において、委託者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導、助言又は協議を行うものとする。

- ① 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。
- ② オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。
- ③ 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。
- ④ 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。
- ⑤ 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。
- ⑥ 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。
- ⑦ 業務の都合等委託者の理由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等。

b) 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- 1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、委託者に報告すること。
- 2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として委託者が負担する。
- 3) 受託者は委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しない場合は、委託者に通知すること。

3. 11 連絡・報告

a) 委託者の連絡する事項

委託者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受託者に連絡するものとする。

- ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- ② 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- ③ 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
- ④ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合

- ⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
- ⑥ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- ⑦ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- ⑧ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- ⑨ 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- ⑩ 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- ⑪ 電気事業者との需要契約を変更する場合
- ⑫ 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- ⑬ その他電気工作物の保安に関し必要な場合

b) 受託者の連絡する事項

受託者は次の各号に掲げる事項を委託者に通知するものとする。

- ① 月次点検及び工事中の監督を実施する場合は、その実施の前日までにその予定日
- ② 年次点検を実施する場合は、その実施予定日の2週間前までにその予定日
- ③ 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合
- ④ その他必要な事項

c) 報告

点検終了後、速やかに委託者へ「点検結果報告書」を提出すること。

4 消防設備点検

4. 1 適用

本項目は、対象施設における「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防設備等の法定点検に関する業務に適用する。

4. 2 対象施設の設備の概要

a) 消火器具

粉末消火器（加圧式） 11本

※製造年から3年以下のもの3本、製造年から3年を越え8年以下のもの8本

b) 自動火災報知設備

- 1) 受信機P型2級（5回線） 1面
- 2) 差動式スポット型感知器 23個
- 3) 定温式スポット型感知器 4個
- 4) 煙感知器 5個

- | | |
|----------------|----|
| 5) P型2級発信機 | 3個 |
| 6) 表示灯 | 3灯 |
| 7) 音響装置 | 3個 |
| 8) 常用電源 | 1個 |
| 9) 予備電源(受信機のみ) | 1組 |

c) 避難器具

- | | |
|--------------------|----|
| 1) はしご(建物地上回数2、金属) | 1組 |
| 2) はしご(建物地上回数3、金属) | 1組 |

d) 配線 1式

4. 3 業務の条件

点検を実施する期間は、次による。

- ① 機器点検及び総合点検 7月15日から8月31日までの間
- ② 機器点検 1月15日から2月28日までの間

4. 4 従事者の条件

従事者は、各種点検に必要とする資格(甲種又は乙種消防設備士等)の有資格者とする。

4. 5 点検の範囲

a) 点検の基準及び結果報告は、次に定めるところによる。

- ① 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検愛用に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)
- ② 「消防設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)
- ③ 「消防設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日消防予第172号)
- ④ 上記に定める告示等の全部又は一部改正に伴う事項については、関係告示等の定めるところによる。

b) 粉末消火器の放出能力試験

- ① 粉末消火器の放出能力試験は適正に行うものとし、放出能力試験を行った消火器のうち、製造年から10年を超えるものは新規取替を、製造年から10年以下のものは原則として充填を行うものとする。(新規取替消火器:1台)
- ② 充填対象の消火器であっても新規取替としてよいこととする。
- ③ 新規取替消火器は、薬剤に再生材料が重量比で40%以上使用されており、かつ、2024年製造で消火器リサイクルシール【有効期限2034年末】【株式会社消火器リサイクル推進センター発行】が貼られている消火器とすること。

4. 6 点検結果報告書の提出

- a) 各点検終了後、速やかに委託者へ「点検結果報告書」を提出すること。
- b) 所轄消防署への報告及び検査立会等の一切を代行することとし、それに要する費用は受託者負担とする。

4. 7 情報提供

受託者は、消防設備の維持のため、日常管理方法や、関係法令改正の連絡等の情報を、委託者に提供するサービスを実施すること。

5 自動扉、自動シャッター保守

5. 1 適用

本事項は、対象施設における自動扉の点検保守に関する業務に適用する。

5. 2 対象施設の設備の概要

- ① ナショナル製 電気式自動ドア ライト75 片引き 1台
- ② YKK 電気式自動ドア 2,800×2,600mm 両引き分け アルミ製 1台
(H30.12設置)
- ③ 三和 自動シャッター 2,280×2,600mm 1台 (H30.12設置)

5. 3 業務の範囲

a) 点検の範囲及び周期

点検の範囲及び周期は、別表第2による。

なお、自動シャッター保守も、別表第2に準じて実施するものとする。

b) 応急の措置等

故障が発生した場合には、委託者の通知により速やかに技術者を派遣し、必要な修復を、無償にて行うものとする。(簡易的な修理)

c) 消耗資材の負担範囲

保守作業に必要な消耗資材のうち、軽微な消耗品類(パッキング、リング、ヒューズ及びオイル等)は受託者の負担とする。

d) 報告

点検終了後、速やかに委託者へ「点検結果報告書」を提出すること。

6 建築物等点検

6. 1 適用

本項目は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第2項、第4項及び官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第12条第1項、第2項に基づく点検並びに同法第13条第1項に基づき定められた「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年5月27日国土交通省告示第551号)に規定する支障がない状態を確認するための建築物及び建築設備の点検に適用する。

6. 2 従事者の条件

従事者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有するものとする。

- ① 一級建築士（全ての点検業務が可）
- ② 二級建築士（全ての点検業務が可）
- ③ 特殊建築物等調査資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
- ④ 建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）

6. 3 業務の範囲

a) 点検の内容及び方法

点検に当たっては、「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件」（平成20年11月17日国土交通省告示第1351号）及び「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月1日国営管第59号、国営保第11号・最終改正 平成22年3月31日国営管第482号、国営保第30号）別表に準拠し実施するものとする。（国土交通省HP参照）

b) 点検内容の除外

1) 次に掲げる項目については、本業務に含まないものとする。

- ① 建築基準法第12条第4項並びに官公法第2項に規定されていない建築物等
- ② 消防設備
- ③ 水道法第34条の2の規定に基づく簡易専用水道
- ④ 自家用電気工作物
- ⑤ 点検する建築物等に該当する部位、設備がない項目
- ⑥ その他委託者から指示する事項

2) ただし、上記b)1)のうち、次に掲げる項目については、本業務にて点検を実施する。

- ① 消防設備の内、非常用コンセント設備、非常用照明設備
- ② 自家用電気工作物の内、屋内分岐後の分電以降の電気設備及び照明器具
- ③ 水道法第34条の2の規定に基づく簡易専用水道の内、配管部分
- ④ その他委託者から指示する事項

c) 点検の省略

次に示す部分等で点検が困難なものにあつては、点検を省略できるものとするが、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、不良の状況を記録するものとする。

- ① 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの。
- ② 通電されていて点検することが危険である場所にあるもの。
- ③ 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの。

- ④ 付近に運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が存在し、点検することが危険である場所にあるもの。
- ⑤ 地中又はコンクリート等に埋設されているもの。
- ⑥ 目視では点検が困難である足場のない外壁面等。
- ⑦ 屋外排水設備のます等で水中に没している部分。
- ⑧ その他物理的理由又は安全上の理由等から点検を行うことが困難な場所にあるもの。

d) 貸与資料

業務の実施に先立ち、図書類及び点検・検査記録簿関連書類等（以下「関係資料」という。）を必要に応じ貸与するものとし、貸与を受けた関係資料については、業務完了後、速やかに返却するものとする。ただし、必要とする全ての関係資料が用意されているものではない。

e) 点検結果等の報告

- 1) 各点検終了後、速やかに別紙に定める「点検表」を委託者へ提出すること。
- 2) 異常があった場合は、その内容を貸与する関係資料（図面）に記載するとともに、写真にて報告すること。

7 空気環境測定

7.1 適用

本項目は、対象施設の事務室等の空気環境の測定に適用する。

7.2 業務の目的

室内空気質の状態を把握し、空気調和設備等を適正に管理することにより、健康被害の発生防止に資することを目的とする。

7.3 測定

a) 測定内容及び周期

- 1) 空気環境測定の測定項目及び測定器等は、別表第3による。
- 2) 周期は2ヶ月ごとに1回（年間6回）行うものとする。ただし、ホルムアルデヒド測定は年1回（7月）とする。

b) 測定ポイント等

- 1) 測定ポイント 庁舎1階・2階・3階各1、外気1（4ポイント）
- 2) 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、事務室の中央部の床上75cm以上150cm以下の高さで測定する。なお、事務室が壁等で仕切られている場合は職員数の多い事務室とする。
- 3) 外気については、1階出入口付近で測定する。ただし、気流の測定は行わない。
- 4) 測定回数は1箇所につき、執務時間中に午前1回、午後1回の計2回測定する

7. 4 報告

測定終了後、速やかに委託者へ「測定結果報告書」を提出すること。

8 照度測定

8. 1 適用

本項目は、対象施設の事務室等の照度測定に適用する。

8. 2 業務目的

本業務は、建築物の照度を測定することにより、執務環境を快適にするとともに視作業による作業効率の向上、作業効率の向上、作業安全の向上に資することを目的とする。

8. 3 測定

a) 測定方法及び周期

- 1) 測定方法は、JIS C 7612（照度測定方法）によるものとし、測定機器はJIS C 1609-1（照度計）の規格品とする。
- 2) 測定周期は、6ヶ月に1回とする。

b) 測定ポイント

測定ポイントは、測定場所が自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所が1箇所、2階事務室が1箇所、愛知労働局が1箇所とし、測定箇所につき、それぞれ6ポイントとする。

8. 4 報告

測定終了後、速やかに委託者へ「測定結果報告書」を提出すること。

9 品質保証

9. 1 検査

検査は、本仕様書に基づき実施するものとし、各種役務完了後、検査官の合格をもって完了とする。

10 その他の指示

10.1 提出書類

各役務完了後、速やかに「報告書」を提出するものとする。

10.2 安全管理等

本役務に伴う安全対策は、受託者の責任において十分管理すると共に、事故等の防止に努めるものとする。また、本役務に伴い施設等に破損が生じた場合は、速やかに委託者に報告すると共に、受託者の負担において原形に復旧するものとする。

10.3 疑義

仕様内容及び作業内容等に疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決するものとする。

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)				分類(※)			有無	今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施月		備考		
				保	建	官					今年度	前回	今年度	前回			
建築設備	換気設備	防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動	無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)	○	○	○										
			上記以外の室に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備及び機械換気設備及び空調設備	○												
	非常用の照明設備	非常用照明の作動			○	○	○										
	給水設備及び排水設備	給排水配管の外観及び固定			○												
		温熱源機器(ボイラー、湯沸し器等)の外観、固定及び作動			○	△	△										
		ポンプ類の外観、固定及び作動			○	○	○										
		タンク類の外観及び固定			○	○	○										
		排水槽の外観			○	○	○										
		浄化槽の外観、固定及び作動			○												
		排水再利用システム等の外観、固定及び作動			○	○	○										
		衛生器具の外観及び固定			○	○	○										
	間接排水の外観			○	○	○											
井戸の外観、固定及び作動			○														
※分類(○印:点検・確認の該当する項目 △印:点検の一部が該当する項目) 保:国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目 建:建築基準法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目 官:官公法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目																	
備考																	

点検、測定及び試験の基準等

項目 対象		月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定
引込関係	支持物等	損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年	ハンドホール・マンホールの浸水、地盤沈下の影響	1年	接地抵抗測定 ※2
	電線、ケーブル	電線等の高さ・他物との隔離距離、標識、ヘッド・接続箱・分岐箱など接続部の過熱による変色、損傷、腐食、汚損、コンパウンド油漏れ、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	負荷開閉器	損傷、変形、腐食、開閉表示、操作紐の取付状態、異物付着、亀裂、汚損、接続箇所の過熱による変色、制御装置箱施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		2年 2年	接地線接続部のゆるみ 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
	高圧キャビネット	損傷、腐食、変形、汚損、結露、施錠状態、異音、異臭、亀裂、接続箇所の過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		2年 3年 3年 3年	接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
高圧受電設備	零相変流器	異音、異臭、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	断路器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年 3年 3年 3年	開閉操作確認 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	負荷開閉器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		2年 2年 2年 2年 2年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 開閉操作確認	1年 1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
高圧受電設備	遮断機	異音、異臭、油量、ガス圧力、開閉表示、損傷、変形、汚損、亀裂、漏油、過熱による変色、腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年 3年 3年 3年 3年 6年	開閉操作確認 接触子の消耗度合いの確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年 1年 1年 1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 継電器連動動作試験 ※3 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験

項目 対象		月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定
高圧受電設備	計器用変成器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	高圧カットアウト	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、腐食、過熱による変色		3年 3年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	変圧器	異音、異臭、油量、過熱状態、損傷、変形、汚損、亀裂、腐食、接続箇所の過熱による変色、漏油、振動、付属装置の動作状態・取付状態・接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示	低圧電路の漏洩電流測定	1年 1年 1年 1年 3年	吸湿防止剤の変色 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ 付属装置各部の点検(機能及び状態) 内部点検	1年 1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	進相コンデンサ直列リアクトル	異音、異臭、過熱状態、ふくらみ、損傷、汚損、亀裂、腐食、漏油、変色、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	避雷器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	高圧母線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色、支持物の損傷、汚損、亀裂、脱落		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
受・配電盤	指示計器等	異音、異臭、損傷、汚損、表示状態	電圧、負荷電流測定	1年	端子部ゆるみ		
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	保護継電器	異音、異臭、損傷、汚損		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 ※2
構造物等・配電設備	キュービクル、構造物等	損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入、小動物侵入の有無、施錠状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備、整理・整頓、消火設備の状態、標識・表示					
	配電設備	電線等の高さ・他物との隔離距離、損傷、たるみ、端末処理部の損傷・亀裂・汚損、過熱による変色、支持物等の損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	ハンドホールの浸水、地盤沈下の影響接地線接続部のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2

対象		項目	月次点検		年次点検		
			点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期
負荷設備	低圧機器	異音、異臭、指示状態、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 ※2
蓄電池設備	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6ヶ月 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定(セルごと) ※5 比重測定 ※5 液温測定 ※5
	充電装置等	異音、異臭、損傷、汚損、変形、腐食、指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1

- (1) 外観点検とは、主として目視により点検を行うことをいう。
- (2) 定期点検B(Ⅰ)は無停電で行う点検(無停電点検)で、定期点検B(Ⅱ)は停電して行う点検(停電点検)をいう。
なお、定期点検B(Ⅰ)を実施する場合は3年に1回は定期点検B(Ⅱ)を行うものとする。
設備の条件等により定期点検B(Ⅰ)を適用しない場合がある。
- (3) ※1を付した測定及び試験は停電の範囲その他の理由によって行わない事がある。
- (4) ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検B(Ⅰ)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとする。
- (5) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検B(Ⅰ)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとする。
- (6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- (7) ※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で測定する。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。
- (8) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (9) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A, B実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

自動扉保守点検の範囲及び周期

点検項目		点検内容	周期
1	ドア・サッシ部	①ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無を点検する。	3M
		②自動ドア表示ステッカー、警告ラベルの有無を点検する。	3M
		③ドア本体作動時の異常音の有無を点検する。	3M
		④ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3M
		⑤全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3M
		⑥ドアと中立方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3M
		⑦無目点検カバーの取付け状態を確認する。	3M
2	懸架部	①吊戸車、ハンガーレールの汚れ、磨耗及び損傷を点検する。	3M
		②ハンガーレールの取付け状態を点検する。	3M
		③吊戸車及びストッパーの取付け状態を点検する。	3M
3	動力部・作動部	①手動開閉の動作確認及び異常音の有無を点検する。	3M
		②エンジンの取付け状態を点検する。	6M
		③防振ゴムの変形の有無を点検する。	6M
		④従動プリーの取付け状態を点検する。	6M
		⑤ベルト、チェーン、ワイヤの張り、磨耗及び取付け状態を確認する。	6M
4	制御装置	①開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3M
		②徐行速度の状態を点検する。	3M
		③ドア位置検出スイッチの取付け状態を点検する。	3M
		④電源スイッチり作動状態を点検する。	3M
		⑤制御装置の取付け状態を点検する。	3M
5	センサー部	①センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態を点検する。	3M
		②センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。	3M
		③タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。	3M
		④マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。	6M
		⑤マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無を点検する。	1Y
6	電気回路	①通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3M
		②電線の支持、接続状態及び被覆のき裂の有無を点検する。	6M
		③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y
		④電源電圧を測定し、その良否を確認する。	1Y

※ 周期の表記

- (1) 「3M」は、3ヶ月ごとに1回行うものとする。
- (2) 「6M」は、6ヶ月ごとに1回行うものとする。
- (3) 「1Y」は、1年ごとに1回行うものとする。

空気環境測定 測定の内容

測定項目	測定器等	管理基準値
1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 μ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けたものにより当該機器を標準として較正された機器	空気1m ³ につき0.15mg以下
2 一酸化炭素の含有率	検地管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の10以下(注1)
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の1,000以下
4 温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	①17度以上28度以下 ②居室温度を外気温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
6 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s以下
7 ホルムアルデヒド(注2)	二・四一次ニトロフェニルヒドラジン捕集ー高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四ーアミノー三ーヒドラジノー五ーメルカプトー一・二・四ートリアゾール法により測定する機器	空気1m ³ につき0.1mg 以下(0.08ppm)

(注1) 大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を越えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物については、100万分の20とする。

(注2) ホルムアルデヒドの量については他の空気環境測定と併せて年1回(7月)測定すること。